

情 個 審 答 申 第 1 4 号
令和7年（2025年）10月3日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第28条の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年（2024年）3月22日付け、廃計発第435号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の施設の騒音に対する苦情についての対応経緯記録等の個人情報一部訂正決定及び個人情報非訂正決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った個人情報一部訂正決定及び個人情報非訂正決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和5年（2023年）3月31日、審査請求人は、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号。以下「条例」という。）に基づき、①特定の施設による室外機騒音の苦情に対する対応経緯、②24時間騒音測定の結果／測定結果、③相談内容：H30.08.06 特定の施設の販売所からの騒音相談（①から③は令和元年11月29日付け公害等調整委員会送付／令和2年2月25日開示分）、④令和2年2月14日定例会での環境政策課記録係の議事録（令和4年4月28日開示）、⑤—1市長からの騒音の相談に関する文書（令和3年4月9日付け環政発第000565号）、⑤—2市長からの騒音の相談に関する文書（令和3年10月7日付け環政発第000398号）、⑥令和3年3月31日付けのオンブズマン苦情申立てに対し、環境政策課が「市からの回答」として提出した文書、⑦環境政策課長からのメール、⑧平成31年2月8日付け市長への手紙の回答及び⑨令和4年4月28日付け個人情報開示決定通知書（環政発 000051号）の個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- 2 これに対して、実施機関は、令和5年（2023年）5月30日、本件訂正請求に係る個人情報のうち、①及び③の文書について個人情報一部訂正決定（以下「本件処分1」という。）を行い、また、②、④、⑤—1、⑤—2、⑥、⑦及び⑨の文書について、個人情報非訂正決定（以下「本件処分2」という。）を行った。
- 3 令和5年（2023年）9月6日、審査請求人は、本件処分1及び本件処分2を不服として、その取消しを求める審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 訂正しないと決定した分の訂正を求める。公文書として、事実と異なる記録を残し続けることを憂慮しての審査請求である。
 - (2) 環境政策課作成の行政文書には、実際には行われていないこと、言われていないこと等が多々記載されている。また、記録されるべき情報が記録されていない。録音と議事録の記載が異なっているので、訂正を求める。
- 2 実施機関の主張

- (1) 本件は、審査請求人の氏名、性別、生年月日等の客観的に判断できる事項について、「自己に関する個人情報」の「事実」に誤りがあると認めた①及び③の文書等の内容について個人情報一部訂正の決定を行い、処分庁の主張や意思表示に係る②、④から⑦及び⑨の文書等の内容について個人情報非訂正の決定を行ったものである。
- (2) 本件に係る処分は適正に行われたものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が訂正を求めている自己に関する個人情報

審査請求人が実施機関に対し訂正を求めている個人情報は、別表の訂正請求の箇所の欄に記載された部分である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件自己情報について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、非訂正等決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分1及び本件処分2の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分1及び本件処分2の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 本件処分1の妥当性について

ア ①の文書等に係る非訂正部分について（別表1の項関係）

審査請求人は、別表1の項に掲げる訂正請求箇所に対して削除を求めている。

この審査請求人が求めている訂正に係る情報は、当日の実施機関の職員の行為を記載した情報であって、訂正請求を行うことができる「自己に関する個人情報」には当たらない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

イ ③の文書等に係る非訂正部分について

(7) 別表4、5、13、16及び24の項関係

審査請求人は、別表4、5、13、16及び24の項に掲げる訂正請求箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容の追記、変更又は削除を求めている。

これらは、特定の日時にあった発言や出来事の追記、変更又は削除を求めたものであるが、「相談記録」は組織内での情報共有のために作成されるものであり、それに必要な事項が記載されていれば十分といえるから、ある発言や出来事が記載されていない、あるいは送信したメールの内容と文言が一致していないからといって、これをもって事実上「誤りがある」ものとは通常いえない。

したがって、事実上「誤りがある」として訂正すべきものとは認められない。

(イ) 別表 6 の項関係

審査請求人は、別表 6 の項に掲げる訂正請求箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容の追記を求めている。

これは、相談記録中の「標準」という文言を捉えて熊本市が考える「標準」の内容を補足として追記するよう求めるものであり、審査請求人が求めている訂正に係る情報は、訂正請求を行うことができる「自己に関する個人情報」には当たらない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

(ウ) 別表 7、8、26 ないし 28、35 及び 37 ないし 42 の項関係

審査請求人は、別表 7、8、26 ないし 28、35 及び 37 ないし 42 の項に掲げる訂正請求箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容の変更又は削除を求めている。

これらの箇所は、当時審査請求人の相談に対応した職員の認識又は判断を記載した部分であると認められるところ、訂正請求の対象は「事実」であって、「事実」とは、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等の客観的に判断できる事項をいうものであり、認識又は判断には及ばない。

したがって、訂正請求箇所は「事実」には当たらないため、訂正又は削除すべきものとは認められない。

(エ) 別表 9、10、12、14、15、17 ないし 21、23、25、29 ないし 34 及び 36 の項関係

審査請求人は、別表 9、10、12、14、15、17 ないし 21、23、25、29 ないし 34 及び 36 の項に掲げる訂正請求箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容の変更を求めている。

これらは、誤字等の訂正を求めたものであるが、当該箇所については訂正請求時点において既に職権で訂正請求内容と同内容に訂正されていることから、事実上「誤りがある」として訂正すべきものとは認められない。

なお、審査請求人は、「すべての訂正した日、誤りが確認された経緯、訂正内容がわかるものの提示」を求めているが、このような求めは審査請求において予定されている内容ではない。

(オ) 別表 11 及び 22 の項関係

審査請求人は、別表 11 及び 22 の項に掲げる訂正請求箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容の削除又は訂正を求めている。

これらは、相談記録中の誤記の削除や表現の改善を求めたものであるが、審査請求人が求めている訂正に係る情報は、訂正請求を行うことができる「自己に関する個人情報」には当たらない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

(カ) 別表４３ないし５８の項関係

審査請求人は、別表４３ないし５８の項に掲げる訂正請求箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容の訂正を求めている。

この点、本件訂正請求に係る「個人情報の内容」は、令和元年１１月２９日付け公害等調整委員会送付/令和２年２月２５日開示分の相談記録であり、これらの訂正請求箇所は、当該相談記録には記載がないものである。

したがって、当該箇所の訂正請求に対して非訂正とした実施機関の判断は妥当である。

なお、審査請求人は「訂正請求時の記載を令和４年５月２日開示分までとするところを、令和２年２月２５日開示分と誤表記していたため、訂正をお願いする」と主張しているが、当該訂正は審査請求において求めるべき事項ではない。

(2) 本件処分２の妥当性について

ア ②の文書等に係る非訂正部分について（別表２及び３の項関係）

審査請求人は、別表２及び３の項に掲げる訂正請求箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容の訂正を求めている。

この審査請求人が求めている訂正に係る情報は、実施機関の職員が騒音測定した結果が記されたものであり、訂正請求を行うことができる「自己に関する個人情報」には当たらない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

イ ④の文書等に係る非訂正部分について

(ア) 別表５９の項関係

審査請求人は、別表５９の項に掲げる訂正請求箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容の変更を求めている。

これらは、特定の日時にあった発言の変更を求めたものであるが、当該対応記録は、当時対応した職員の認識を記載したものであり、記載中の自己に関する個人情報の事実には誤りがあると認められない。

したがって、事実上「誤りがある」として訂正すべきものとは認められない。

(イ) 別表６０の項関係

審査請求人は、別表６０の項に掲げる訂正請求箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容の訂正を求めている。

これは、相談記録中の表現の改善を求めたものであるが、審査請求人が求めている訂正に係る情報は、訂正請求を行うことができる自己に関する個人情報には当たらない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

(ウ) 別表６１の項関係

審査請求人は、別表 6 1 の項に掲げる訂正請求箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容の追記を求めている。

これは、議事録中の内容に追記するよう求めるものであるが、当該議事録は全ての発言を記載する必要のある文書ではなく、組織内での情報共有のために作成されるものであり、それに必要な事項が記載されていれば十分といえるから、ある発言や出来事が記載されていないからといって、これをもって事実「誤りがある」ものとは通常いえない。

したがって、事実「誤りがある」として訂正すべきものとは認められない。

ウ ⑤—1、⑤—2、⑥、⑦及び⑨の文書等に係る非訂正部分について（別表 6 2 ないし 8 6 の項関係）

審査請求人は、これらの文書中別表 6 2 ないし 8 6 の項に掲げる訂正請求箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容の追記、変更及び削除を求めている。

これらの文書に記載されている情報は、当時、それぞれ、そのように市長名で回答したという事実、そのように実施機関がオンブズマンに回答したという事実、そのように環境政策課長が電子メールを送信したという事実及びそのように開示決定の通知をしたという事実であり、当該内容でこれらの回答等がなされたという事実「誤りはないのであって、たとえ、その回答等の内容が、その背景にある事件等において発生した事実と異なると思料されるものであったり、審査請求人の期待する内容でなかったりしたとしても、その内容が事実でないとして訂正されるべきものには当たらない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

4 結論

以上のとおり、本件処分 1 及び本件処分 2 に係る訂正請求については、いずれも訂正すべきと認める理由がないため、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

別表

	訂正請求文書	訂正請求箇所		訂正請求内容
1	① 特定の施設による 室外機騒音の苦情 に対する対応経緯	1 頁 H30.08.15 の 1 行 目	特定の施設に事情 を説明し、	削除
2	② 24 時間騒音測定 の結果／測定結果	24 時間騒音測定の結果 H30 年 11 月 20- 21 日 南側室外機 前 R01 年 5 月 7-8 日 南側室外機前	測定値	正当な値に訂正
3		測定結果 平成 30 年 11 月 20 日 14:09～平成 30 年 11 月 21 日 14:09 令和元年 5 月 7 日 15:26～令和元年 5 月 8 日 15:26	測定値	正当な値に訂正
4	③ 相談内容： H30.08.06 特定の 施設の販売所から の騒音相談	H30.08.06 15:05～ H30.08.13		当初から騒音源の敷 地境界線ではない位 置での測定を考え、 特定の個人 B 様敷 地内での測定に至っ た理由を追記
5		H30.09.27 17:12 3～4 行目		3 行目の「対策後と なる」の前に以下を 追記 対策の検討時のお話 をさせていただきます。 検討の段階で駐車 場側への移動も想

			定しましたが、スペースがなく、また、南側住宅への距離も近いため、設置できませんでした。2階屋上の場合は管理不可能であることから設置が無理だったため、私の指示は、特定の個人 A 様にも事前にお話したとおり、大き目の室外機 4 台の北側 1 階屋上のできるだけ県道側部分に県道に向けての移動となりました。今回、でき得る最善の対策です。それで、
6	H30.09.27 18:32 9 行目	標準以上の対応	熊本市が考える「標準」の内容を補足として追記
7	H30.10.17 14:30 16～17 行目	ところ、申立人も引き下がり、承諾していた	削除
8	H30.12.10 15:15 19～22 行目	低周波は熊本県の…みるとのこと	「測定機器は持っていない。県は持っていると思うと伝えると県に行ってみるとのことだった。個人には貸さないと思うし、測定は自分達に回って来るかもしれないと伝えた」に訂正

9	H30.12.28	公聴課	「広聴課」に訂正
10	H31.01.09 10:30 1、2 行目	公聴課	「広聴課」に訂正
11	H31.01.09 16:00 3 行目	を伝えた。	削除
12	H31.01.17 16:05 12 行目	公聴課	「広聴課」に訂正
13	H31.02.04 5:42 最終行以降		以下を追記 今回から「宅ふぁいる便」ではなく「データ便」でお送りします。 ■MV20190130 ■MV20190203 どちらも稼働しているのは左側の室外機です。測定器はないので、稼働していることのみの確認動画ですが、音量は前回お送りしたものと同等と感じます。
14	H31.02.06 18:06 1 行目	公聴課	「広聴課」に訂正
15	H31.02.06 19:23 1 行目	公聴課	「広聴課」に訂正
16	H31.02.08 15:53 3～7 行目		日付を H31.02.12 に訂正し内容を以下に差し替え 公聴課より、環境政策課長のメールアドレスの件、承りました。これにつぎまし

			ては、業務については組織で対応しており、個人のメールアドレスはお教えいたしておりませんので、従来通り、課のメールアドレスをお願いいたします。よろしくお願いいたします。
17	H31.02.08 15:53 1、3 行目	公聴課	「広聴課」に訂正
18	H31.02.28 5:00 6～17 行目	大変申し訳ありませんが…幸いです	削除し以下に差替え >すぐにご連絡ができず申し訳ございませんでした。というのは、確認/指導をしたのは昨日ではなく、ずいぶん前だった、ということですか？
19	H31.03.08 1、2 行目	公害調整委員会	「公害等調整委員会」に訂正
20	H31.04.16 11:35 2 行目	公害調整委員会	「公害等調整委員会」に訂正
21	H31.04.22 2 行目	公害調整委員会	「公害等調整委員会」に訂正
22	H31.04.25 11:00 6 行目	臭いほどの臭いではなかった	正しい文書に訂正
23	H31.04.25 11:00 14 行目	億週	正しい言葉に訂正
24	H31.04.26 18:20 19～20 行目	夜間に強烈な…思 います	削除

25	R01.05.07 15:30 2～3 行目	公害調整委員会	「公害等調整委員会」に訂正
26	R01.06.10 15:00 49～56 行目	本来は風など…こととした	「低周波測定の解析は熊本県でしかできない」以外を削除
27	R01.07.26 15:00 7～8 行目	最近のメールを…対応を求める。	削除
28	R01.08.20 8:40 15 行目	調停も行っているようなので、	「調停」を「責任裁定」に訂正
29	R01.08.20 13:55 12 行目	公害調整委員会	「公害等調整委員会」に訂正
30	R01.08.27 10:20 1 行目	公害調整委員会	「公害等調整委員会」に訂正
31	R01.08.27 14:01 1 行目	公害調整委員会	「公害等調整委員会」に訂正
32	R01.08.27 16:50 2、3 行目	公害調整委員会	「公害等調整委員会」に訂正
33	R01.08.27 17:05 2 行目	公害調整委員会	「公害等調整委員会」に訂正
34	R01.09.10 10:07 1 行目	公害調整委員会	「公害等調整委員会」に訂正
35	R01.10.02 10:20 9～10 行目	「元々あった…」とは説明していません。	削除
36	R01.11.15 15:50 3 行目	公害調整委員会	「公害等調整委員会」に訂正
37	R01.11.21 15:30 頃 4～5 行目	予定より早く…要求し、	「と聞かれ」に訂正

38	R01.11.27 14:00 10 行目	低周波	「船みたいな音」に 訂正
39	R01.11.27 14:00 21～23 行目	敷地境界でなく… ただし、	削除
40	R01.11.27 14:00 44～46 行目	また、室外機の… 連絡先を教えてほ しい。	削除
41	R01.11.27 14:00 55 行目	調整委員会の裁定 はいつ頃になるの か。	削除
42	R01.11.27 14:00 68 行目	検討中	「誰がメールするの か検討する」に訂正
43	R2.02.14 16:00～ 18:15 5～6 行目	環境政策課からも 連絡をしてほし い、	「をしてほしい、」 部分を削除
44	R02.03.05 14:36 20～22 行目	担当者が現場で聞 いてきた…ところ です。	現場で誰に何を聞く とお断りすることに なるのかという補足 を追記
45	R2.05.22 17:00 頃 4 行目	広聴課からは記録 簿等確認しました と回答。	誰に対しての回答な のかを補足
46	R2.06.12 上記終 了後 16 行目	指導等できない	「勧告や命令は出せ ない」に訂正
47	R2.06.12 上記終 了後 21 行目	2 週間に 1 回の報 告をしてもらいた い	「2 週間に 1 回のメ ールはやらないと決 めたのか？（質 問）」に訂正

48	R02.09.15 17:29 55～60 行目	相談内容（記録） には…あります	他の「相談内容の説明」（R02.05.21 9:55/R02.11.19 18:23 等）に、必要な情報の全てが記録されているのではないことを補足で追記
49	R02.09.15 17:29 92～105 行目	質問 4	特定の個人 G 氏への確認はされなかったようなので、請求人の記録は「うるさくなるのは当たり前」であったとの追記を依頼する
50	R02.09.15 17:29 118 行目	回答をさせることはできません	「回答させる」ではなく、下記同様の特定の個人 G 氏への確認に関する回答に訂正 R03.07.15 14:00 生活衛生課にて特定の個人 C が特定の個人 D 氏へ事実確認 R03.09.30 13:00 【E 主査に電話】特定の個人 F
51	R02.09.17 15:18 7～8 行目	私が気が付いた時…ありませんか？	回答を追加
52	R02.09.17 15:18 15～18 行目	8 時までは…いかがでしょうか？	回答を追加
53	R02.12.28 18:23 8～9 行目	計画書の内容…営業時間中の稼働で あり	計画書の営業時間を補足にて追記

54		R03.01.05 9:51 7～8 行目	メールの回答者が …一切ありません。	削除
55		R03.01.15 19:04 14～15 行目	回答者が異なっても…一切なく、	削除
56		R03.03.30 14:08 7 行目	特定の個人 G の認識の誤りと思われます。	「R01.10.01 14:37 G 課長に送信された 回答案の作成者が原因の誤り」と訂正
57		R03.04.23 13:18 4～5 行目	朝の電話もこの件 ということでしょう しいですね？よろ しければ回答なし で結構です。	回答もしくは回答が ないことを回答だと する解釈はしないで いただきたい旨を追 加
58		R03.09.01 9:35	申立人へ電話	電話は同日 9:15 の メールより前である ため訂正
59	④ 令和 2 年 2 月 14 日定例会での環境 政策課記録係の議 事録	2 頁 14 行目	1 週間か 2 週間お きに現況報告のメ ールをしてほしい	「相談内容に「検討 中」と書いてあった がどうするのです か？」に訂正
60		2 頁 19～20 行目	嫌味をしてやろう	「嫌味なことをして やろう」に訂正
61		記録なし		状況報告メールにつ いて後日口頭では「3 月までという記録が 残っていたと思う」 「課長や副課長の担 当が変わると守れる かどうかはわからな いという話はしてい る」との説明あり。 (なぜ記録を削除し

				たのか。虚偽ではなかったのなら「3月までという記録」「守れるかどうかわからない」の根拠を追記するよう求める。）
62	⑤ー1 市長からの騒音の相談に関する文書 令和3年4月9日付け 環政発第000565号	別紙の測定結果 (4枚共)		暗騒音補正の有無を追記
63	⑤ー2 市長からの騒音の相談に関する文書 令和3年10月7日付け 環政発第000398号	下から6行目	特定の個人A様宅付近での騒音は規制基準を大幅に下回っており	特定の個人A宅付近での規制基準値とその根拠を追記
64		下から4行目～最終行	距離減衰を考慮すれば…お願いいたします	距離減衰を考慮するようになった根拠/どのように考慮したのかの詳細/「大幅」の具体的数値の追記
65	⑥ 令和3年3月31日付けのオンブズマン苦情申立てに対し、環境政策課が「市からの回答」として提出した文書	1頁 下から6行目	冷蔵庫用2台の室外機の移設を事業所に提案	「大型室外機4台とも屋上へ移動するよう指示」に訂正
66		2頁 9～10行目	「直接対応することを要求」、「元課長が」	削除

67	2 頁 22 行目	の要求がな	「提案」に訂正
68	同上	元課長は面会時に、前者については「検討中」と回答し	削除もしくは訂正
69	2 頁 下から 3 行目	申立のとおり	「質問に対し」に訂正
70	3 頁 1 行目	との要求が再びなされ	「についての確認があり」に訂正
71	3 頁 10、12 行目	要求	「市からの提案に対する回答」を意味する表現に訂正
72	3 頁 21～22 行目	規制基準を満たす	前に「8 時から 19 時の稼働であれば」を追記
73	同上	完了を確認	前に「一部」を追記
74	3 頁 26 行目	要求	「提案」に訂正
75	3 頁 27 行目	再び要求がなされ	「確認があり」に訂正
76	3 頁 28 行目	要求	「提案」に訂正
77	3 頁 最終行	要求	「提案」に訂正
78	4 頁 1～3 行目	本要求については…と考えています	削除
79	4 頁 10 行目	要求	「提案」に訂正
80	4 頁 4～18 行目	なお、本件の具体的な…事実と異なるものであります	2 月 14 日までと同じことを続けることが 2 カ月半検討した結果であるなら、2 月 14 日に何を「承

				諾」したのかという説明に訂正
81		4 頁 19～24 行目	申立人は、…知っていたと推察されます	削除
82		7 頁 5～10 行目	また、「苦情申立ての趣旨」中の…行っておりません	個人情報開示（令和 2 年 2 月 25 日）後の同年 2 月 28 日に、市として「過度な要求」と記録されていたことを承認していないと回答している旨を追記
83		7 頁 21 行目	県条例に基づく改善の指導、勧告等を段階的に行い	県条例に基づくのであれば「指導、勧告等」を「勧告、命令等」に訂正
84		7 頁 22 行目	完了を確認	「完了」の前に「一部」を追記
85	⑦ 環境政策課長からのメール	メール本文	個人の名字	特定の個人 D の名字に訂正
86	⑨ 令和 4 年 4 月 28 日付け 個人情報開示決定通知書（環政発第 000051 号）	開示請求に係る個人情報の内容	1. 令和 3 年（2021 年）2 月 23 日から令和 4 年（2022 年）4 月 8 日までの特定の施設の騒音等に関するやりとり（電話/メール/面談）記録と実施施策/関連情報/所見などのすべて 2. 令和 2 年（2020 年）2 月 1	「1. 2021 年 2 月 23 日から令和 4 年（2022 年）4 月 8 日までの特定の施設の騒音等に関するやり取り（電話/メール※/面談）記録と実施施策/関連情報/所見などのすべて ※本請求者とのメールのやり取りについてはすべて

			4 日定例会での環境政策課記録係の議事録	2. 2020 年 2 月 14 日定例会での環境政策課記録係の議事録」に訂正
--	--	--	----------------------	---

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年（2024 年） 3 月 22 日	熊本市長から諮問（令和 6 年（2024 年）3 月 22 日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和 7 年（2025 年） 8 月 1 日	諮問の審議を行った。
令和 7 年（2025 年） 8 月 21 日	諮問の審議を行った。
令和 7 年（2025 年） 9 月 5 日	答申案の審議を行った。
令和 7 年（2025 年） 9 月 19 日	答申案の審議を行った。
令和 7 年（2025 年） 10 月 3 日	答申案の審議を行った。